



公益社団法人 日本薬剤師会理事 青木 裕明

薬局で患者さんからお話をうかがっていると、次のような相談を受けることがあります。「腰が痛くてつらい。友人からよく効いたという痛み止めをもらったが、使っても良いか?」「妻が眠れないと訴えている。この睡眠薬を飲ませて良いか?」などです。

「同病相憐れむ」ということわざがあります。自分と同じような症状で困っているご家族やお知り合いに、自分が使っている薬をあげたくなることがあるかもしれません。逆に、良く効いたという薬に興味や魅

他人の薬



力を感じてしまうことがあるかもしれません。同じような症状なのだから、同じ薬で大丈夫と思ってしまう

かもしませんが、時に命に関わるような健康被害につながってしまう、とても危険な行為です。

処方箋により薬局で提供する薬は、医師が患者さん一人一人の症状や検査結果などを総合的に診て決定しています。病状以外にも、生活習慣や生活環境、食事や体質、体格などの違いなどを踏まえて処方されています。そのため、「症状が似ているから」「よく効いたから」といって、他人に処方された薬を利

用することは、治療効果が得られないばかりか、思わぬ有害作用が出る危険があります。まさに、「百害あって一利なし」なのです。

また余談ですが、処方薬を他人にあげることは、薬の法律上の違反に問われてしまうこともあります。さらに、その薬を渡したことで、その人の治療が遅れが生じたり、有害作用などの健康被害が起きた場合には、民事上の不法行為責任が生じる可能性もあります。よって、薬を他の人にあげたり、もらったりするものは絶対にやめてください。

処方された薬は、あなただけの薬なのです。

服用は厳禁。命に関わる危険も